

自治会・同窓会等向け 会員名簿を作るときの注意事項

平成27年9月に「改正個人情報保護法」が成立し、平成29年5月30日に全面施行されました。改正前は、5,000人分以下の個人情報を取り扱う事業者は法の対象外とされてきましたが、改正後は全ての事業者に個人情報保護法が適用されます。

この事業者には、会社はもちろんのこと自治会や同窓会等の非営利組織も該当します。

個人情報保護法の基本的なルール

注意すべき点

Step 1 ステップ 1 個人情報を収集する前 ⇒ 利用目的の特定

「会員名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」などとあらかじめ利用目的を特定する必要があります。

Step 2 ステップ 2 本人から個人情報を収集する時 ⇒ 利用目的の通知・公表

個人情報を集める際に配布する用紙に、ステップ1の利用目的を記載する必要があります。

Step 3 ステップ 3 個人情報を保管する時 ⇒ 安全管理措置

▶事業所や自治会、同窓会の事務局において盗難・紛失等のないよう適切に管理する必要があります。また、名簿の配布先の会員等に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要です。

▶個人情報取得時に配布する書面の訂正等に関する問合せ先を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応する必要があります。

個人情報保護法相談ダイヤル

☎ 03-6457-9849

【受付時間】土・日曜日、祝日および年末年始を除く 9:30～17:30

問合せ先 総務課 広報情報係 ☎552-1511